

令和6年11月13日

建設工事の一般競争入札における設計金額の事前公表基準の見直しについて

国土交通省が定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」によると、予定価格(≒設計金額)は原則として事後公表とすると規定されています。しかし、予定価格の事前公表の可否については法令上の制約がないため、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断により行うことができるものとされています。

当町では、設計金額と予定価格は同額とする取り扱いをしており、令和2年度より3,000万円未満の工事案件の設計金額を事前公表としておりましたが、事前公表基準を下記のとおり改めましたので通知します。

記

令和7年4月1日以降に入札公告を行う案件より、建設工事における全ての一般競争入札案件(税込1,000万円以上)の設計金額を事前非公表とします。

※ 建設工事における税込1,000万円未満の指名競争入札案件においては、これまでと同様に設計金額を事前公表します。

設計金額の事前公表基準

項目	令和7年3月まで	令和7年4月から
建設工事	3,000万円未満	1,000万円未満(埼玉県と同基準)
設計等	500万円未満	500万円未満(埼玉県と同基準)
土木維持管理	非公表	非公表

イメージ

杉戸町告示第195号	
杉戸町建設工事後審査型制限付一般競争入札公告	
令和6年9月6日 杉戸町長 窪田裕之	
記	
1 入札対象工事	
(1) 工事名	緑ヶ丘団地配水支管布設替工事に伴う舗装本復旧工事(4工区)
(2) 工事場所	杉戸町 大字宮前 地内外
(3) 工事期間	令和6年契約締結日から令和7年3月19日
(4) 設計金額	18,095,000円(消費税及び地方消費税を含む)
(5) 工事概要	舗装本復旧工 A=2,760㎡ 区画線工 1式 付帯工 1式

(4)設計金額

「入札執行後に公表する。」と記載

※ 本通知については、町ホームページ「入札・契約・登録」の「入札・契約に関する関係規定・お知らせ」に情報を掲載しています。